単品スライドについて

スライド制度は、埼玉県建設工事標準請負契約約款第26条 (いわゆるスライド条項) に規定されています。

工事の契約締結後に特定の工事材料の価格に著しい変動が生 じ、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更 を請求することができます。(単品スライド)

スライド制度の分類と単品スライド額の算出方法について

スライド制度の分類 ΝO 工期末まで 対象外 2か月以上ある YES YES 工事材料 労務費、工事材料 のみ変動 どちらも変動 工期内に県労務単価 単品スライド の改定があった YES N O 契約締結日から 12か月経過 ΝΟ YES インフレスライド 全体スライド 適用の可能性あり ※インフレスライド、全体スライドについて、該当すると考えら れる場合は、工事発注課へご相談ください。

単品スライド (第26条第5項)

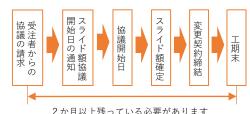
対象(A)

変動額が対象工事費の1%を超え る工事材料

(対象工事費=請負代金額-B)

- ・部分払完了部分(※1)
- ・部分引渡し完了部分
- 部分払検査請求時に単品スライド条項の適用対象とすることを要請し、 部分払検査結果通知に適用対象と記載があった場合は、対象とすることができます。

スライド額(変更額) = Aの変動額ー対象工事費×1%



- 2か月以上残っている必要があります
- ・工事材料は、鋼材、燃料油、その他材料ごとに対象工事費の1%を 超えるかどうかを判定してください。
- ・その他材料の分類については発注機関に相談してください。
- ・対象となる工事材料の購入時期や購入価格を証明する書類(納品 書、請求書など)を提出する必要があります。

【お問い合わせ先】

■契約制度について:総務部 契約検査課 契約担当

TFI 048-775-5116

■変更協議について:各工事発注課